

＜平成 26 年度＞

監査委員事務局の運営方針

■ 基本情報 ■

＜担当事務＞

- (1) 定期監査、随時監査、行政監査、財政援助団体等監査、住民監査請求に基づく監査及びその他特別監査に関すること。
- (2) 例月現金出納検査に関すること。
- (3) 決算審査、基金の運用状況審査、財政健全化審査に関すること。

＜部の職員数＞H26 年 4 月 1 日現在

正職員	8 名
再任用職員	- 名
任期付職員	- 名
非常勤職員	- 名
合計	8 名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

■ 基本方針 ■

本市がめざす「選ばれるまち」にふさわしい事務執行が行われているかをチェックし、必要な改善を促す立場の行政委員会として、対象部署への各種監査、例月現金出納検査及び決算審査等について、平成 26 年度年間監査計画に基づき実施します。

監査日程については、市議会や本市の主要なスケジュールも考慮した設定に努めます。

I 重点施策・事業

◆定期監査〔地方自治法 199 条 4 項〕

年間監査計画に基づく定期監査として、平成 26 年度は 6 つの部等と教育機関について、財務に関する事務の執行状況等の監査を行います。事務局は書類の審査及び現地調査等を通じて、対象部署の事務の執行状況全般を監査委員の協議の場へ報告します。監査委員から対象部署への聞き取りの後、指摘事項や意見要望事項等の監査結果の講評が行われます。

◆随時監査（財政援助団体等監査、同監査に伴う所管部署に対する監査及び工事監査）

〔地方自治法 199 条 5 項・7 項〕

定期監査と同様に事務局による書類の審査及

び現地調査を行います。工事監査については、専門の技術士に調査業務を委託します。

◆例月現金出納検査

〔地方自治法 235 条の 2 1 項〕

監査委員が毎月行う各会計の現金出納検査に際し、事務局として事前に各会計の書類審査を実施し、その結果を審査当日に報告します。

◆決算審査及び財政健全化法に基づく審査

〔地方自治法 233 条 2 項〕

市長から提出された前年度の決算書等について、事務局として提出書類や数値の審査等を行い、監査委員の協議の場へ報告します。監査委員は関係部局への聴取を行うとともに、これらのプロセスを踏まえ、会計ごとに意見をまとめた決算審査意見書として市長へ提出されます。

◆住民監査請求監査〔地方自治法 242 条 1 項〕

住民監査請求が提出された場合は、事務局において形式的審査を行い、監査請求書を収受し、請求要件の調査を行った後、受理の可否について監査委員協議に付します。

受理が決定された場合は、60 日間の監査期間に基づき事前調査等を行い、監査委員の協議の場へ報告します。

Ⅱ 行政改革・業務改善

＜業務改善のテーマ・目標＞

テーマ	取り組み内容・目標
包括外部監査結果の活用	過去に包括外部監査の対象となった部署を監査委員が定期監査を行う際には、包括外部監査のその後の取組や改善状況の確認を基本に行っているが、これに加え、包括外部監査結果と同様又は類似の事務処理等を行っている他部署を監査するに当たっても、可能な限り包括外部監査結果を踏まえたものとする事で全庁的な改革・改善のサイクルへとつなげていく。

◆効率的な事務局運営

班体制での業務運営と OJT を通じて異動者の早期の習熟と育成を行いつつ、事務局全体として、時間外勤務の縮減に努めます。

V 広報・情報発信

＜ホームページの充実等＞

監査結果を公表後速やかに公式ウェブサイトである「枚方市ホームページ」に掲載するなど、説明責任の充実を図ります。

庁内に対しては、グループウェア上の監査庁内報「オーディット・フォーラム」の発行を通じ、監査結果等をわかりやすく伝えていきます。

Ⅲ 予算編成・執行

◆平成26年度についても、事務局運営における効率的な予算執行に努めます。

Ⅳ 組織運営・人材育成

◆事務局協議の実施

対象部署の書類の審査及び現地調査等を通じて得た情報について、職員間における課題の理解や認識の共有化を行い、運営方針に基づく組織目標の実現に向けて、適切な進行管理に努めます。

◆研修の充実

全ての部署を監査する立場であることから、職場研修、派遣研修等を通じて、監査技術や手法だけでなく、市政全般に関する知識や理解力を高め、事務局職員としての分析及び説明能力の向上を図ります。